

議 長 日程第6「議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規程、期日等の整備が図られるとともに、特別職及び臨時的任用職員の適正な運用に向け、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。この条例につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、関係条例の一部改正を一括で行う条例でございます。それでは、それぞれの条例の改正内容について説明させていただきますので、5枚おめくりいただき、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

参考資料の1ページ、横開きになります。初めに、1ページの第1条関係でございます。松田町職員定数条例の一部改正でございます。第1条の定義といたしまして、松田町職員定数条例の一部改正につきまして、臨時の職員の定義を法改正に基づき改正するものでございます。

次に、第2条関係でございます。松田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、第3条の第1項、「こえない」、平仮名表記ですけれども、これを「超えない」という漢字表記といたします。

次のページをお願いいたします。休職の効果の休職の期間について、会計年度任用職員に対しては、3年を超えない範囲内とあるのは、法第22条の2第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内に読みかえて適用する規定を第4項として追加するものでございます。

次に、第3条関係でございます。松田町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条の減給の効果の減給額につきまして、パ

パートタイム会計年度任用職員についてはその対象を報酬としておりますので、その報酬とし、職員の給与条例に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する額を除き報酬から減ずる規定を追加しているものでございます。

次に、第4条関係の松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第20条、非常勤職員の勤務時間及び休暇等の見出し、非常勤職員を会計年度任用職員といたしまして、再任用職員を除く非常勤職員。この非常勤職員には、会計年度任用職員が含まれております、の勤務時間及び休暇等に関し、必要な事項は、その職務の性質等を考慮して規則で定める規定を追加するものでございます。

次に、第5条関係でございます。松田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条の育児休暇をすることができない職員の規定において、第4号のイ、次条を第2条の3に改正するものでございますが、引用条項のずれによるものの改正でございます。

第2条の2、次のページをお願いいたします。ここは接続詞の改正でございますので、下線部分の「に」を「の」に改正するものでございます。

第3条、2号イにおいて、裁判を審判に改正するものでございますが、これは総務省の改正令に倣い今回改正するものでございます。

5ページをごらんください。第7条でございます。育児休業をしている職員の期末手当の支給及び第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の規定におきましては、会計年度任用職員をそれぞれ除外しております。また、第21条では、部分休業をしている職員の給与の取り扱い、第1項に会計年度任用職員を規定し、第2項として会計年度任用職員について、次の6ページになりますが、(1)号にパートタイム会計年度任用職員を、(2)号にフルタイム会計年度任用職員を規定するものでございます。

次に、第6条関係でございますが、松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正でございます。第2条の職員の派遣につきましては、第2項の各号では、公益法人等へ派遣できない職員を規定しておりますけれども、第3号において、地方公務員法の改正により、第22条第1項に規定してござい

した条件つき採用が第22条と独立した規定になったことにより、第22条第1項を第22条ということで改正してございます。また、条件付採用の「附」の字を改めてございます。

次に、第7条関係でございます。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条の報告事項でございますが、任命権者が報告しなければならない対象となる職員といたしまして、法第22条の2第1項、第2項に掲げる職員、これはフルタイム会計年度任用職員でございますが、これを加えるものでございます。

次に、第8条関係、松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第1条におきましては、非常勤の特別職を規定してございますが、地方公務員法を根拠としない非常勤特別職を削除するものでございます。次のページをごらんください。(19)…失礼いたしました。前のページですね。前のページの一番最下段になります。(19)入居者選考委員、次のページ、8ページですね、(23)松田町交通指導隊員、(24)行政協力委員、(25)環境美化推進委員、(27)青少年指導員、(31)学校教育指導員、(32)社会教育指導員を削除し、各号を繰り上げるものでございます。次の9ページから12ページまでは、別表第1、別表第2にそれぞれ規定してございますので、それぞれの同様に削除をするものでございます。

次に、第9条関係でございます。12ページになります。松田町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第21条の3、常勤を要しない職員の給与を会計年度任用職員の給与とし、その給与及び報酬については、別に条例で定めるといたしました。

次に、13ページの第10条関係につきましては、松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第3条の2を新設し、会計年度任用職員、任用の現業職員を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。次に、第11条関係、松田町職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、第2条の用語の定義において、この条例における何級の職務という場合、会計年度任用職員は、職員給与条例の給料表の1級または2級の職務に位置づける規定を加えるものでございます。

次に、第12条関係、松田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、第2条の給与の種類及び基準に企業職員の給与の種類及び基準について準用する規定について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を加えるものとするものであります。

次に、第13条関係ですが、松田町町営住宅条例の一部改正でございますが、この条例に位置づけられております町営住宅管理人を削除するものでございます。改正条例の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただき、9ページをごらん願います。附則でございます。施行期日、1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。2、松田町交通指導隊設置条例の廃止、松田町交通指導隊設置条例は、令和2年3月31日をもって廃止する。

以上で議案41号の説明とさせていただきます。雑駁な説明でございましたが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
5 番 田 代 先ほどは大変失礼いたしました。前にいただいた会計年度任用職員制度の中に指導隊と行政協力委員が入っておりましたので、ちょっと勘違いいたしました。すいません。

今回、今説明がありましたように、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償、この関係の一部改正、これについて二、三質問させていただきます。

今、総務参事のほうから説明、新旧対照表であったとおり、理解しているつもりなんですけれども、4ページですね、条例の4ページに、指導隊の隊長、副隊長、隊員の名称と、あとは報酬額ですか。その下に行政協力委員、世帯別に年間報酬額が出てます。あとは、またこれに準じて環境美化推進委員、青少年指導員、学校教育指導員、社会教育指導員、これらの方が出てるんですけれども、この中で特に上記の2団体について、お尋ねしたいと思います。

法律の制度で、確かに上位法が変わったからこの条例から外すんだということで、交通指導隊については、前の説明ですと要綱を設置して、それで対応するというふうなことを聞いてます。一方で、行政協力委員の方ですか、この方

についても、もう本当に長い間いろいろ町のことに貢献していただいて、現時点では非常勤特別職の報酬ということで位置づけられてお金が支払われていると思います。これらのものが法改正によってこの条例から落とされるというふうなことなんですけれども、要綱ではなくて何らかの形で、この定数条例からは外されるかもしれませんが、何らかの形で措置できなかったのか。

また、報酬については、今のこの法令の関係で報酬という言葉は使われないかもしれないけれども、報酬という…報償か、報酬は使えないけれども、報償という表現の中で、何らかの形で別の角度から条例に位置づけて、町を支えていただいているこの2つの団体に対応できなかったのかということについて質問させていただきます。よろしくをお願いします。

参事兼総務課長 回答させていただきます。これまで説明させていただいた中で、今後の取り扱いについては、要綱等で設置させていただきたいというお話をさせていただきました。ただ、これは、これでもう設置をしたということではなくてですね、今後、団体等も含めて協議していかなければならない内容もございます。特にこれまで御尽力いただいている活動についてですね、今後も継続してやっていただきたいというのがもう町の当然の願いでありますし、今後もそれで進めたいと思います。ただ、やはり先ほど議員がおっしゃられたように、法的な部分での位置づけが少し変わってくるというところだけでございますので、それは、以前は要綱で設置というお話をさせていただきましたが、条例とはいかないまでもですね、その辺も十分協議した中で、それなりに位置づけをしっかりと、けが等の公務災害も含めてもそうですけれども、そういったところはしっかりと手当ができるような形での位置づけで何らかの規定をさせていただきたいというふうに考えてございます。

5 番 田 代 今の2つの団体、行政協力委員、自治会長連絡協議会ですか、そういった方と指導隊の方、こういった方については、こういう改正の中でね、今回こういった条例が出てきたんですけど、事前にそういったようなことでいろいろお話しされたのかどうかね、その辺についてお伺いいたします。

参事兼総務課長 お話しはさせていただいておりますが、具体的にどういうところに位置づけるというか、今後の活動についてどのような形になるかという詳細まではまだ

お話しできておりませんので、その辺は今後、団体のほうとよく話を詰めて協議させていただきたいというふうに思っております。

5 番 田 代 あともう1点、近隣、特に上郡の場合、ある程度横のつながりの中で、面的に同じような形で対応してきたという過去の歴史があると思います。そういった中で、今回の2つの団体については、上郡レベルで結構ですから、横との調整、情報交換をした中で、ほかの町はどういうふうな対応をとられているか、その辺についてお聞かせください。

参事兼総務課長 上郡の中で総務部会という組織がございまして、その中で、上郡の中での話し合いの中では議論になってございました。今回の法的な部分での削除という部分はやむを得ない部分ですけれども、やはりそれぞれ各町、活動されている方々が、名称は違えども同じような方々がいらっしゃいますので、基本的には、そのときに出ていたお話では、やはり要綱で位置づけをしていくのかというようなところで悩まれていた部分もございまして、最終的にどのような形で位置づけするかというのはまだ聞いてございませんので、今の段階ではお話しできませんが、基本的にはこれまでと同様の活動が行えるような形で位置づけたいということは、各町のお話の中では出ておりました。以上です。

5 番 田 代 この条例についても総務文教に付託ということだと思います。本当にいろいろな中でね、いい方法で位置づけていただきたいなというふうに思っておりますので、そのときに、やはりもう少し近隣の町の何かよいメリッ的な前向きな取り組み、そういったものもいろいろ調査していただいた中で、委員会の中で、この件についてぜひ議論していただきたいと思います。これについては要望です。以上です。終わります。

議 長 ほかに。

6 番 井 上 今の関連もあります。ほかのですね、上郡の町の状況、まだ担当参事のほうは御存じないということですが、大井町についてはですね、他町の動向を見て保留ということですが、それ以外の中井、開成、山北については、現行の規則の中での報酬の取り扱いを報償費に変えたというふうに聞いています。

松田町交通指導隊は、ついこの間ですね、たしか50年の式典を行ったという

ふうに記憶をしています。それだけのですね、長い間、町の交通安全のために  
尽くされてきた人たち、これをですね、この条例のですね、附則の中で廃止す  
るということではなく、法律改正によってですね、報酬として支給はできなく  
なったのであれば、それはですね、今回の一部改正の中で、非常勤特別職の報  
酬から削るということですね、内容、交通指導隊設置条例の中をですね、前者の  
5番議員が言ったようにですね、報償費に、少なくとも同額で報償費にやると、  
でどうでしょうかという話をするのがですね、今まで務めてきていただいた人  
たちに対する考え方ではないかなというふうに思います。

上郡の状況というのはですね、そういう形の中でありますのでね、現行の部  
分を例えば要綱に落とすということはですね、どうしても町のほうの位置づけ  
としてですね、格が下がるというふうに町民も理解をするのではないかなとい  
うふうに考えますが、町のほうの考えはいかがでしょうか。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。条例から要綱に落とすことによってその格が下  
がるかということではなくて、基本的には、その条例で位置づけている活動  
も含めてですね、身分もしっかりと規定していきたいというふうに考えてござ  
います。

ただ、今回条例を廃止する部分については、その条例の内容がですね、基本  
的にその地方公務員法に基づく非常勤特別職の規定で書かれているものではな  
いので、どこまで改正できるかというところはあるんですけども、一旦ここは廃  
止させていただいて、新たな規定を設けさせていただくという手法で今回は条  
例のほうの廃止をさせていただいたということですので、基本的な、要は身分、  
それから…についてはですね、しっかりと規定させていただきたいというふう  
に考えてございます。

6 番 井 上 今、手元にですね、交通指導隊条例がありますけれども、その中で身分保障  
等の部分だけがですね、該当するのであればというふうに理解をします。その  
部分だけを置きかえればいいのではないかなというふうに私は思っております。

またですね、行政協力委員の部分もですね、ここですと、かなり世帯数  
が多いところの行政協力委員の報酬というのもですね、大分多額な部分があり  
ます。そういったところもですね、聞いたところによりますと、なかなか現在

の行政協力委員は大変でやり手が見つからない、なかなか今の会長もですね、もう次はやめるんだ、やめるんだというふうな話も聞いています。そういった中でですね、この報酬を削除してですね、その対価をどういうふうにするのかということが明示されていないということというのはですね、今まで行政協力委員として各自治会の代表ということですね、やってきている方々に対してもですね、なかなか納得がいかないというか、これ幸いということであるですね、また町のほうの業務が煩雑化をするという一面もあると思います。

そういったことですね、交通指導隊のほうのですね、条例をそのままの中で一部改正をすると。格下になるとかいうのはですね、条例的には、例規集の中ではどうのこうのということではなく、やはり一般町民から見てですね、条例を廃止しちゃったんだよと言われれば、本当にそれって町の評価はそういうものなのかというふうに町民が見るのではないかなという意味合いで先ほどですね、私のほうで質問をしたわけです。そういった部分も踏まえて、行政協力委員へのですね、対応も踏まえて、町のほうの御判断をお願いをしたいと思います。

議 長 要望でよろしいですか。

6 番 井 上 結構です。

10番 齋 藤 関連でございます。今、前者の井上議員からもお話があったように、行政協力委員の状況が今大変厳しいというような状況、または交通指導隊、50周年を昨年ですか、迎えられて、町の行政に多大な貢献をされていると思います。そういった中でこの条項が変わっていくということで、ほかの補助金団体にしろ、いろいろと変わっていかなきゃいかない部分もあるのかとは思いますが、新しいシステムに変わったときに、1つだけ聞きたいんですけど、じゃあ指導隊の皆さんが嫌だよと言ったら、これはなくなっちゃうものなのですか。行政協力委員の人たちがそのシステムじゃ嫌だよと言ったら、なくなっちゃうものなんですか。町にとってこれだけの貢献をされているところで、そのようなことがあり得る可能性もあるのかなとは心配するところですけど。ですので、この辺の扱いをもう少しシビアに対応していただいて、先ほど、総務参事は話もまだ途中だったというようなこととお話しでしたが、その辺もう少し

きちんと話されていかれたほうがいいのかと思うんですけど、その辺についてはいかがなものでしょう。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。まだ協議中、始まってございませんので、その辺はしっかりと団体と話をさせていただいて、しっかりと仕組みとかシステムをとっていきたいというふうに思っております。冒頭、齋藤議員がおっしゃられたようなことにならないようなところで、ちゃんと規定をつくっていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

10番 齋藤 そのようにならないようお願いしたいと思ひますし、また、いろいろな表彰式とか、ああいうときに、指導隊長とか、行政協力委員の代表団だとか、出ていただひていますよね。そういったものの扱ひは、どのように基準でなっているのかわからないんですけど、そういった面もありますので、できるだけ対応をしていただけるようなシステムをつくり上げていただひたいと思ひんですけど、そっちの表彰なんかもしていただひたいと思ひんですけど、その辺はいかがですか。

参事兼総務課長 もちろん今までの体制とひいますか、その辺は残す考え方の中でしっかりと規定していくつもりでおりますので、それも含めてしっかりと協議させていただきたいというふうに思ひます。

10番 齋藤 そのようなことで、できるだけ対応を慎重にやっひていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望で終わります。

議 長 ほかにござひますか。

町 長 皆さんの心配されておるお声を聞ひていると、何でそんなに心配されてるのかなと思ひのが私の意見です。これまでの歴史を考えたときに、なくしていいものとなくしちやいけないもの、これはある松田町にいらっしやる方がよくそういうときによく話をされます。それに、私が就任してから、そういったかけがえのない団体も含めながら、排除した団体なんか1個もないです。ましてや1人もいない。別に誰かさんと比べているわけじゃありませんけども。

ですから、条例上の話の件は、先ほど来課長も話はされてますけども、スクラップ・アンド・ビルドとは言ひませんが、これまでの歴史と貢献度を考えるとなくしちやいけない団体でもありますし、あとは、その話がね、1つ

の団体にこだわってはいけない話も今出ているように、ほかの団体さんともこれから話をするということもありますし、本当に仮称で私のイメージ的に言うと、ほかの町がですね、やるからうちはそれに追従するだとか、そういうことではいけない団体さんたちばかりだと私は思います。ですから、うちらが決めた条例だとかに決めて、ほかの町がくっついてくるかどうかは抜きにして、我々としては、行政協力推進団体設置条例とか、支援条例だとか、何かそういう感じで、やはり今ある方々が今まで以上にしっかりと活躍していただけるような条例化も含めてですね、やっていくというのはありかなと。だから、国が言われたことに対しては、今回はある程度対応するにしても、これからはきちっとそういうような格好でやっていくことになりますので、一番初めに要綱というような言葉の中からちょっと不安がらせているところもありますけども、そういうふうに思っただくことなくですね、きちっと我々としては誠実に対応してまいりますので、そういった点で逆に議員の皆さん方の御支援、御協力いただきたいというふうに思っています。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。総務文教常任委員会で議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例の審査をよろしくお願いします。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

お知らせします。あす5日、明後日6日は、特別委員会、各常任委員会、委員会活動日となっております。委員長の申し出により町長以下関係職員をお呼

びしますので、対応をお願いします。最終日9日は、午後1時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は御苦勞さまでした。

(16時58分)